**地域再犯防止推進モデル事業成果報告書**

**１　事業実施団体名**

大阪府

**２　事業名称**

性犯罪者に対する心理カウンセリングをはじめとした入口支援

**３　事業の目的**

⑴　起訴猶予、罰金、執行猶予等の処罰に留まり矯正施設に収容されなかった性犯罪者については、国が実施する指導や支援を受ける機会を得られないまま元の生活に戻るため、犯行を繰り返す、あるいは犯行をエスカレートさせる可能性があることから、これらの者に対する心理カウンセリング支援を実施して再犯防止を図る。

⑵　上記対象者も含め、起訴猶予、罰金、執行猶予等の処罰に留まり矯正施設に収容されなかった者の中には、障がいがある、もしくはその疑いがある者も少なくないことから、そのような者を本人の希望と特性に応じた就労系障がい福祉サービス事業所へ誘導することにより、地域での日中活動の場を確保するとともに、企業等への就労につなげることで、対象者の再犯防止を図る。

**４　事業実施の背景**

⑴　大阪府では、「大阪府子どもを性犯罪から守る条例」（平成24年施行）に基づき、子ども（18歳未満）に対する性犯罪で矯正施設に収容された者のうち、刑期満了から５年以内に大阪府内に住居を定めた者に対し、住所等の届出義務を課すとともに、希望者には臨床心理士等によるカウンセリング等を実施し、社会復帰に向けた出口支援を実施している。

しかし、起訴猶予、罰金、執行猶予等の処罰に留まり、矯正施設に収容されるケースが少ない痴漢や盗撮などの性犯罪者についても、同種の性犯罪を繰り返す者が少なくないといった実態が認められることから、矯正施設に収容されない処分に留まった性犯罪者への支援が課題であった。

⑵　また、罪を犯した障がい者等で、矯正施設に収容されなかった者の中には、福祉につながることなく、地域に戻った後の動向が不明な者が少なくないことが大きな課題となっており、日中活動や就労支援を提供する地域での受け皿の拡大を図っていく必要があるが、犯罪を行った障がい者等の受入れを難しいと感じている就労移行支援事業所、就労継続支援Ａ型・Ｂ型事業所が少なくない。

**５　取組実績**

**■　取組内容①**

大阪地方検察庁、大阪保護観察所及び大阪少年鑑別所と連携し、性犯罪（痴漢、盗撮、公然わいせつ、児童ポルノ等）を犯したものの、起訴猶予や罰金、執行猶予等により矯正施設に収容されなかった大阪府内居住者のうち、心理カウンセリング支援を希望した14名に対して、大阪府が委嘱した臨床心理士（大阪府再犯防止カウンセラー）による心理カウンセリングを実施した。

14名の罪種別内訳は、痴漢２名、盗撮７名、卑わいな言動等１名、公然わいせつ４名であり、処分内容別内訳は、起訴猶予６名、罰金刑８名であった。

心理カウンセリングは、グッドライフモデルを軸に、「思考の誤り」、「境界線と感情、真の同意」、「被害者の気持ち」などのテーマについてカウンセラーと話しながら、性犯罪を繰り返さないために必要なことを考えてもらうというプログラムに基づき実施した。

※大阪少年鑑別所との間で、地域援助業務の枠組みの中で協働体制を構築したが、実際に同所に具体的な援助依頼を行うケースはなかった。

事業実施主体：大阪府



**■　取組内容②**

性犯罪者に対する心理カウンセリングを受けた者のうち、障がいがある、もしくはその疑いがあり、無職の者を対象に、下記の取組みを実施した。

また、大阪地方検察庁、大阪保護観察所、大阪少年鑑別所等と連携し、性犯罪以外の犯罪を行った障がい者等に対しても同様の支援を行い、比較検討を行うことで、性犯罪を行った者への支援や、地域の事業所での受入れにおける課題を検証した。

①対象者を支援につなぐ：

大阪地方検察庁、大阪保護観察所、弁護士会が、犯罪を行った障がい者等へ福祉サービスによる支援を受ける意向があるかどうかの確認を行った。同意がある場合は本事業の就労支援コーディネーターへ情報提供を行い、就労支援コーディネーターとの面談の機会を設けた。

　なお、障がい者手帳や診断書を所持していない場合については、病院や大阪少年鑑別所等と連携し、知能検査の活用や知的能力の特徴・犯罪に結びつくリスク要因等についての見立てを行うとともに、本人や家族へのフィードバックを通して本人の障がい理解を促した。

②対象者を地域につなぐ：

就労支援コーディネーターの面談により、地域でどのように暮らしていきたいか、どのような障がい福祉サービス利用を希望するかなどを把握し、居住地である市町村担当者、計画相談支援員など地域のキーパーソンにつなぎを行った。

③対象者を地域で受け入れる：

コーディネーターは、基幹相談等との連携を経て、就労移行支援事業所による就労アセスメントを実施した。関係機関による本人の職業準備性や特性の評価を経て、地域の支援機関との調整を行い、対象者と地域の就労系障がい福祉サービス事業所等をマッチングさせるとともに、対象者に必要な支援を提供する機関を結び付けていくことで、対象者の支援体制を拡大し、地域で対象者を支えるネットワークを作った。

事業実施主体：大阪府



**６　成果**

**⑴　成果目標達成状況**



※　成果指標設定理由

成果指標①：心理カウンセリング支援を受けた者が再犯をしたか否かを以って成果を測りたいところであったが、地方公共団体では犯歴に関するデータを得ることができないことから、カウンセリング支援を全回受けた直後の当事者自身の評価を以って本取組みの成果を検証することとした。

成果指標②：入口支援の対象となる犯罪を行った障がい者等を福祉サービスにつなげるという本取組みの成果を検証するため。

成果指標③：障がいの疑いのある者の中には、知能検査等の結果、障がい福祉サービスの対象とならない可能性があり、その者については、生活困窮者自立支援制度等に則り支援を提供する機関に適切につなぐこととし、その成果を検証するため。

**⑵　成果指標以外の成果**

①　心理カウンセリングは、アセスメント１回＋プログラムに基づくカウンセリング５回の計６回を基本とし、３か年累計で14人の支援実施者に対して82回の支援を行った。

　　②　市町村や基幹相談、地域の事業所向けにモデル事業の周知を行い、理解促進を図った。

　支援を行った14件のうち、再犯に至った件数は１件（７％）となっている。

**⑶　最終成果物**

　　・大阪府再犯防止推進計画

URL: http://www.pref.osaka.lg.jp/chiantaisaku/saihan\_plan/index.html

・日本犯罪心理学会第58回WEB大会報告「大阪府による性犯罪者への入口支援（地域再犯防止推進モデル事業）」坂東希1)、毛利真弓2)、藤岡淳子1)（1）大阪大学大学院人間科学研究科、2)同志社大学心理学部）

・「触法障がい者就労支援モデル事業」実施マニュアル

**７　効果検証実施結果**

**⑴　効果検証実施方法**

**◎性犯罪者に対する心理カウンセリング支援**

①　活動指標に係る目標の達成原因又は未達原因を明らかにするため、対象者への働きかけの方法が適切だったかどうかを検証する必要があることから、大阪地方検察庁の協力のもと、事業周知の対象、時期、対象者への説明方法等について分析する。

②　成果指標に係る目標の達成原因又は未達原因を明らかにするため、支援実施者に対して、支援終了時にアンケート調査を実施し、支援に対する評価を分析する。

　　【アンケート概要】

　　　　対象：支援実施者

　　　　方法：カウンセリング支援の最終回に実施

　　　　項目：１心理カウンセリング支援を受けて良かったと思うか

　　　　　　　２心理カウンセリング支援を受けて性犯罪に及んだ原因に気づくことができたか

　　　　　　　３心理カウンセリング支援が性犯罪を防ぐきっかけになると思うか

　　　　　　　４また性犯罪をしてしまうかもしれないと不安を感じているか

　　　　　　　５支援の回数はどうだったか

　　　　　　　６性犯罪を繰り返さないために心理カウンセリング支援が必要だと思うか

　　　　　　　７性犯罪を繰り返さないためには、早めに相談したり心理カウンセリングを受けたりする方が良いと思うか

③　支援の初回と最終回で、同内容のアセスメントシートを用いたリスク・保護因子等の評価を実施し、再犯リスク等の尺度の変化を分析する。

　　【アセスメント概要】

　　　　対象：支援実施者

　　　　方法：カウンセリング支援の初回と最終回に実施

　　　　内容：・犯行前の生活の様子

（犯行前時点の家庭、仕事、性的欲求等の状況）

　　　　　　　・思考の誤り

（性的な事項に対する考え方の誤りの程度）

　　　　　　　・ライフキャリア・レジリエンス

（生活や就労の危機にあった時の対応力、柔軟性の程度）

　　　　　　　・逆境的小児期体験

（子どもの頃の逆境的体験の有無）

　　　　　　　・回復力スコア

（成育史における保護的因子（逆境時の自分を支える資源）の

有無、程度）

　　　　　　　・最終回直前１か月の生活の様子

（最終回直前１か月の家庭、仕事、性的欲求等の状況）

④　分析にあたっては、カウンセラー及び職員による検証会議を開催し、必要に応じて学識経験者から意見を聴取する。

**◎犯罪を行った障がい者等に対する就労支援**

①　活動指標に係る目標の達成原因又は未達原因を明らかにするためには、事業スキームのうち、コーディネーターが対象者と面談して支援につなぐ「ステップ①」について、利用しやすいスキームとなっていたかどうかや、対象者や関係機関への働きかけの方法が適切であったかを検討する必要がある。したがって、事業周知の方法、支援対象者の範囲、支援ニーズ、対象者への説明方法等について分析を行った。

②　成果指標に係る目標の達成原因等を明らかにするため、支援の成否となる要因を分析した。具体的には、事業スキームのうち、コーディネーターが対象者を地域につなぐ「ステップ②」や地域での支援ネットワークを構築する「ステップ③」について、対象者の属性や支援の方法、支援機関との連携等を総合的に分析した。

③　①、②の検討を踏まえた上で、ステップごとの部分的効果及び全ステップを通しての全体的な効果について検証するとともに、どのように働きかけ、支援を実施すれば、より事業の成果が高まるかを検討する。また、より効果的な事業を展開する上での課題は何かを明らかにし、その課題の解決策について検討する。

④　分析にあたっては、コーディネーター及び職員による検証会を開催し、必要に応じて学識経験者から意見を聴取する。

**⑵　効果検証実施結果**

**◎性犯罪者に対する心理カウンセリング支援**

①　活動指標の達成状況及びその要因

　　活動指標については、３年間で21名に対して支援を行う目標を立てていた。３年間で16名から支援申込があったが、体調不良により開始前に支援を辞退した者（１名）や、要件に該当せず支援できなかった者（１名）がいたため、実際に支援した人数は14名に留まった。

　目標の21名に対して14名に留まった要因としては、

・初年度におけるモデル事業開始までに一定の期間を要した。

・当初は、１人につきアセスメント１回＋心理カウンセリング５回の計６回を基本とした支援を３か月程度で完遂できるものと推測していたが、現実には半年程度の期間を要したことから、そこから逆算して最終年度における新規支援申込受付期限を当初予定より早めなければならなかった。

といったモデル事業の実施に要する時間的制約の問題のほか、新型コロナウイルス感染症流行により司法手続にも影響が出て最終年度の新規申込者がいなかったことや、対象者に対するモデル事業の周知（教示）の問題が挙げられる。

　心理カウンセリング支援を知った経緯を聴取したところ、検察官からの教示が８名、大阪府ホームページを見てが３名、弁護士からの教示が１名、精神科医院での教示が１名、不明１名であった。なお、申込者の処分内容別内訳をみると、起訴猶予６名、罰金刑８名であった。

　対象者に対するモデル事業の周知（教示）の重要性は事業開始当初から認識しており、大阪府ホームページにおける周知はもとより、大阪府警察本部及び府内各警察署、大阪地方検察庁、大阪保護観察所並びに大阪弁護士会に対して、対象者への周知（教示）を依頼していた。

　特に、対象者への周知（教示）機会が最も多いと想定された大阪地方検察庁においては、下記のとおり積極的にモデル事業の周知（教示）を図っていただいた。

しかし、警察が関与する段階においては処分が確定していない、弁護士については対象犯罪の弁護を依頼されるケースが少ない、検察官についても罰金刑や執行猶予の場合は裁判所での処分確定後は接触機会が無いなど、どのチャンネルにおいても、処分確定後の適当なタイミングでモデル事業の周知（教示）を行うことの困難さが窺えた。

　【大阪地方検察庁におけるモデル事業の周知】

　　●刑事部所属の検察官が、自身の担当事件の被疑者に対し、処分決定後の最終取調時において、モデル事業対象者向けチラシを手交し、概要を説明して周知した。また、被疑者の家族の取調時に、その家族に対し、同様に周知した。

　　●大阪地方検察庁再犯防止対策室から検察官に対しては、次のとおり要請を行った。

　　　　・平成30年12月26日、全庁職員に対し、次席検事事務連絡を発出し、メールで周知及び積極的な活用を依頼するとともに、捜査・公判部に対し、モデル事業対象者向けチラシを分配した。

　　　　・平成31年４月16・17日、刑事・公安・公判部所属の全検察官に対し、左記各部が実施する検察官に対するガイダンスにおいて、再犯防止対策室長から口頭でモデル事業について説明及び活用を依頼した。

　　　　・令和元年６月24日、全庁職員が集まる社会福祉アドバイザーによる講演会において、再犯防止対策室長から口頭でモデル事業について説明した。

　　　　・令和元年10月１日、メールでモデル事業について周知した。

②　成果目標の達成状況及びその要因

心理カウンセリングを全回受けた11名のうち、カウンセリングを受けて良かった、再犯防止の役立つなどと肯定的な評価した者の割合が50％を超えることを成果目標として設定していた。その達成状況を測るためにカウンセリングを全回終了した者に対してアンケート調査を行ったところ、肯定的な評価が91％と当初目標を大きく超える高評価を得た。（アンケート結果は別紙１）

③　アセスメントシートを用いたリスク・保護因子等の前後評価

支援の初回と最終回で、同内容のアセスメントシートを用いたリスク・保護因子等の評価を実施し、支援実施者全体の再犯リスク等の尺度の変化を見たところ、次のとおりの結果になった。

基本的に全ての項目について良好な変化が見られる。「生活の様子」についても、「犯行前の生活の様子」と「最終回直前１か月の生活の様子」を比較すると良好傾向に大きく変化しており、「犯行前の生活の様子」が初回と比べて最終回の数値が悪化しているのは、カウンセリングを受けたことにより自己分析が深化した表れと考えられる。

【再犯リスク等の尺度の変化概要】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　　目 | 初回（14名） | 最終回（11名） | 備　　考 |
| 犯行前の生活の様子 | ２２．７／　５４ | ２６．７／　５４ | 数値下向＝良好 |
| 最終回直前１か月の生活の様子 | － | １３．４／　５４ |
| 思考の誤り | ７．６／　２７ | ５．６／　２７ | 数値下向＝良好 |
| ライフキャリア・レジリエンス | １０４．２／１５５ | １０８．０／１５５ | 数値上向＝良好 |
| 逆境的小児期体験 | １．１／　１０ | ０．８／　１０ | 数値下向＝良好 |
| 回復力スコア | ３０．６／　５６ | ３４．５／　５６ | 数値上向＝良好 |

④　外部有識者からの意見聴取

　　効果検証検討会において、モデル事業実施結果を踏まえ、外部有識者から意見聴取を行ったところ、次のような意見をいただいた。

　・　本事業が当初想定していた支援対象者は、他の犯罪経歴のない低リスクの　者であったが、実際には性犯罪以外の犯罪歴を有し、性犯罪も多種で長期に亘るリスクの高い者も見られ、低リスクの者とは異なる背景と問題性を有していることから、本事業で実施したプログラムの範囲（期間・内容）では十分な介入ができない対象者がいた。今後事業を続ける際は、対象者のリスクレベルの想定範囲を広げ、内容・期間・カウンセラーの研修等を考える必要があると考えられる。

　・　再犯リスク等の尺度の変化を個々に見ても、低リスクの者についてカウンセリングに一定効果があったことが窺えるが、高リスクの者については尺度が悪い方向に変化していることから、①特別な環境（障害や家庭環境等）があればプログラムの実施回数を増やす、②一定年齢以上はプログラムの効果が薄くなる傾向があることから支援対象者の適切な選定も必要、といった支援対象者に応じた対応ができるようなプログラムを構築すべきである。

　・　プログラムの見直しやカウンセラーのスキル向上などの課題に取り組むとともに、服役した者を対象に実施している出口支援との統合的な事業運用についても検討すべきである。

⑤　事業効果の評価

　　活動指標については当初目標に達しなかったが、成果目標である心理カウンセリング支援について肯定的な評価をした者の割合は当初目標を大きく超えたことから、心理カウンセリング支援を実施した意義は高く評価できるものと考える。

　　服役に至らない処分に留まった性犯罪者に対する心理カウンセリング支援は、全国初にして唯一の試みであり、外部有識者からも、継続して実施していくべきとの意見をいただいた。また、事業効果の評価を適切に行うためには、支援後の再犯情報の取得が重要との指摘をいただいた。

**◎犯罪を行った障がい者等に対する就労支援**

　　モデル事業では、「性犯罪者に対する心理カウンセリングを受けた者のうち、障がいがある、もしくはその疑いがあり無職の者を対象に取組みを実施する。また、性犯罪以外の犯罪を行った障がい者等に対しても同様の支援を行い、比較検討を行うことで、性犯罪を行った者への支援や、地域の事業所での受入れにおける課題を検証する」としていたが、今回心理カウンセリングを受けた性犯罪者のうち、障がいがある、もしくはその疑いがある者はいなかった。

　　そのため、性犯罪者と他の犯罪者に対する支援の有効性の比較検討はできなかったが、その他様々な犯罪種別の方に対してモデル事業での支援を実施することで、支援の有効性の確認や、あらたな課題の発見につながった。

①　活動指標の達成状況及びその要因

　（ア）活動指標の達成状況

　　　　活動指標は、「本事業により支援を行った障がいのある、もしくはその疑いのある者の人数」を２か年で36人と設定、支援を行った者は14人であった。

　　　　当該指標については、司法機関や地域の支援機関とも協議の中で確認を行って設定したもので、妥当であったと考えている。

　（イ）要因

　　　　達成状況14名／36名の要因について、本事業では対象者及び関係機関に対しての働きかけが重要であるため、以下のとおり分析した。

　　　ａ）対象者への働きかけ

　　　　　対象者の範囲については、府内に住所地があり、就労支援や福祉的支援を希望する障がい者もしくはその疑いのある者としたことによって、障がい者の診断や手帳所持者だけでなく、手帳を所持していない者など、障がい者として生活していない者や、支援を受けた経験の無い者についても、支援対象とした。

　　　　　それらの対象者に対し、勾留期間中に司法機関の職員から、本事業用に作成したパンフレットやマニュアルを用いて分かりやすく周知をし、支援希望のある者に対してコーディネーターが面接することで支援につなげることができた。

　　　　　この過程で、立場や環境等によって、支援の必要性を自覚できない対象者が多いことも判明。この自覚できない層については、支援につながっていない。

　　　　　なお、支援希望がある者に対しては、司法関係機関からの連絡を受け、コーディネーターが面談のうえ、全てのケースにおいて支援を開始しており、勾留期間中からの働きかけは有効であること、入口支援のニーズは高いことがうかがえる。

　　　ｂ）関係機関への働きかけ

　　　　　司法機関に対して府から直接事業説明の機会を作るほか、関係機関が実施する各種セミナーや研修会等を活用することで、広く周知を図ることができた。

一方で、達成状況が14人である要因としては、個別性の高い対象者の環境や成育歴など、犯罪に至った背景を踏まえ、本人に寄り添う中で、支援の必要性を自覚させる必要があるが、全ての対象者に司法機関のケースワーカーが対応できる状況にはなく、短い勾留期間の中で、対象者が支援の必要性を自覚することは困難であり、支援につながらない層が一定生じる結果となった。

　　②　成果目標の達成状況及びその要因

　　（ア）成果目標の達成状況

　　　　　成果目標については、「本事業によりコーディネートを行う障がい者

等をすべて支援機関等につなぐこと」とした。

　コーディネートを行った14名すべてを支援機関につなぎ、目標を達成した。

　なお、14名のうち、福祉サービスにつないだ者は11名、福祉サービス以外の利用可能な制度につないだ者は３名である。

　　　　　（イ）要因

　　　　　　　ａ）評価指標の導入

　　　　　　　　　対象者においては、犯罪に至るまでは個々の様々な背景があるとともに、支援者に対する不信感などもあり伴走型の支援を行うことができる関係構築には時間を要した。

　　　　　　　　　また、自身の置かれている状況や、障がいに対する理解やそれらの認識不足により、目標設定（一般就労、福祉的就労等）や目標に至る過程を支援者の見立てと共有することにも時間を要した。

　　　　　　　　　そのため、標準化された客観的評価と主観的評価を用いてニーズの把握等を行い、対象者と支援者が課題を共有したうえで、個々に合わせた支援やアプローチを丁寧に組み立てることで、関係構築や目標設定等の共有を円滑に行うことにつながり、成果目標を達成することができた。

　　　　　　　　【参考】評価指標

　　　　　　　　・LASMI（客観的評価）

　　　　　　　　　　「生活障がいを包括的に捉えることを目的として開発された尺度」を活用し、初回と半年後での変化について確認し、就労準備性の評価や、必要な支援の整理などアセスメント評価を実施した。

　　　　　　　　　　評価の結果では、対象者全員において、「障がい理解」と「就労準備性」の項目において課題が明らかとなった。また持続性や安定性の項目についてもほとんどの対象者において評価が低く、生活経過の不安定性が顕著に表れる形となった。

　　　　　　　　・COPM（主観的評価）

　　　　　　　　　　「生活機能または日常生活スキルの中で、本人が主観的に重要と位置付ける課題を選択したうえで、その課題に対する本人の遂行度と満足度をみる評価尺度」では、支援を受け始めてから半年が経過した時点での変化について確認し、本人の認識・捉え方の変化や、ニーズの明確化を目的として実施した。

　　　　　　　　　　評価の結果では、就労に対する潜在ニーズがあるものの、対象者の「やりたいこと」（する必要があること）の多くが、就労以前の段階にあることが示され、就労に対する意識や準備性の低さが確認できた。

ｂ）支援機関との連携

　　本事業開始前には、市町村や障がい福祉サービス事業所等へ、会議等の機会があるごとに説明を行っていたが、初期の具体的なケースを支援していく中で、実際にケースが生じなければ、事業の趣旨やそれぞれの役割を十分理解されないということが明確となった。

　　そのため、実際にケースが生じて支援依頼を行う際に当該市町村や支援機関に対し、個別に事業説明を実施した。そのうえで、ケース対応においてコーディネーターが伴走し、評価結果（前出）も踏まえ、それぞれ支援機関との連携体制や役割を明確にしながら支援を進めた。

　　福祉サービス利用では、サービス申請から開始までにどうしてもタイムラグ（障害者手帳取得や福祉サービスの支給決定まで等）が起きてしまうが、その時間が極力少なく抑えられるよう、制度を運用する市町村（援護の実施者）と事前調整を行うとともに、制度上やむを得ず生じてしまうタイムラグについては、支援機関等と調整を図ることで、対象者が円滑にサービスを受けることができるように努めた。

③　ステップごとの部分的効果及び全ステップを通しての全体的な効果

　　　　　本事業は、１．対象者を支援につなぐ、２．対象者を地域につなぐ、３．地域での支援ネットワークの構築の３ステップで構成している。

　　　　　上記①②を踏まえたうえで、ステップごとの部分的効果及び全ステップを通しての全体的な効果について検証するとともに、どのような働きかけ、支援を実施すれば、より事業の成果が高まるかを検討する。また、より効果的な事業を展開するうえでの課題は何かを明らかにし、その課題解決策について検討する。

　　　（ア）ステップ１（対象者を支援につなぐ）の効果

　　　　　　対象者についてのスムーズな情報共有のスキームを構築するため、司法からの情報提供項目や手続き等を整理した。

　　　　　　その結果、コーディネーターが事前に対象者の成育歴や犯罪に至った背景等を踏まえて介入することができるため、対象者との関係構築を円滑かつ短期間で行うことができた。

　　　　　　これまでは、対象者の帰住後に何らかの課題等が顕在化したのちに支援者が関与することになるため、早期からの情報提供を受けてコーディネーターが対象者に関わることは、その後の対象者の変容からも十分に効果があったといえる。

　　　　　　今後、最終的には、司法側においても希望の有無を聴き取るだけでニーズを判断するのではなく、このように整理された手続き等により、早期に福祉的な視点で介入することが求められる。

　　　（イ）ステップ２（対象者を地域につなぐ）の効果

　　　　　　ステップ１で対象者とコーディネーターの良好な関係が構築できたため、地域生活上のニーズ把握や就労意欲の確認をスムーズに行うことができた。

　　　　　　また、コーディネーターが介入することで、サービス利用調整に至る前に本人の将来を支えるために必要な、市町村や基幹相談支援等地域の軸となる機関を巻き込むことが可能となり、その結果、地域での支援体制に必要な支援機関を見立てることができるとともに、それぞれの役割分担等をある程度自覚でき、地域での支援ネットワーク構築に向けたそれぞれの準備を進めることができることも大きな効果といえる。

　　　（ウ）ステップ３（地域での支援ネットワークを構築する）の効果

　　　　　　対象者にとっては、地域での生活を開始するにあたり、これまで良好な関係を構築してきたコーディネーターが伴走することにより、不安感を払しょくすることができた。

　　　　　　支援機関にとっても、対象者の成育歴や犯罪に至った背景等を理解しているコーディネーターが当面の間伴走することで、「触法障がい者」との関わりについて、不安感を払しょくすることができた。

　　　　　　また、コーディネーターは対象者に伴走するだけではなく、支援ネットワークを双方の立場から俯瞰することができるため、支援の効果やネットワークの稼働状況を第三者的に評価し、今後の支援に反映させることができた。

　　　（エ）ステップを通した効果

　　　　　　対象者が地域生活を行うことができるまでを３つのステップに分割し、ステップごとに担い手とその役割を明確に示すことで、各担い手の自覚を醸成し、また支援者間のスムーズな連携のもと、対象者の居場所や活動機会が確保された結果、再犯率を非常に低く抑えることができた。

　　　　　　また、対象者が地域生活に至るまでの行程をステップに分割し標準化したことに伴う、ステップ２、３それぞれでケースを扱った各市町村（地域）の触法障がい者への理解や自らの取り組み状況を評価することができ、その理解や評価が支援体制の構築や対象者の生活の質、障がいの自己理解、就労意欲等の向上にも一定の影響を及ぼすことが明らかになった。

　　　（オ）成果を高める働きかけや支援の検討

　　　　　　司法と早い段階で連携を開始することで、希望者との関係構築がスムーズに進み支援ニーズを早期に確認できた一方で、活動指標を達成できていないため、「司法と福祉の連携」にこれまで以上に力を注ぐ必要がある。具体的には、本来支援を必要としている対象者【活動指標】が支援につながることができるよう、司法の面談に福祉が同席するなどにより、希望の有無だけでニーズを判断するのではなく、早期に福祉的な視点で介入し、こぼれ落ちてしまうケースが極力生じないようアプローチを図っていく必要がある。

　　　　　　さらに、モデル事業の実施を通じて市町村間で触法障がい者等の理解だけではなく、当事者把握や連携状況においても、市町村及び基幹相談支援間でばらつきがみられた。また、アンケートにより、府に期待することとして、「人材育成や理解啓発」との回答が多くみられたことからも、研修や勉強会等を通じて、司法と福祉が相互の理解を深めるとともに、市町村と基幹相談支援をはじめとする地域の支援機関などに対しても理解啓発を進めていくことが必要である。

（カ）効果的な事業展開へ向けての課題

**○支援を必要とする対象者を福祉制度につなげるため、早期に福祉的な視点で介入**

　　　　　　本来支援を必要とする対象者が支援につながらなかった背景には、勾留中の段階から福祉的な視点で介入しなかったことが挙げられる。今後効果的に真のニーズに対応するためには、司法と福祉がより連携を強化し、勾留中に司法が行う支援の要否の意向確認から介入する必要があるとともに、司法がより福祉的な視点で対象者と関わる必要がある。

**○支援ネットワーク形成、受け皿拡大に向けた地域に対する理解啓発**

　　　　　　また、モデル事業の中心となるコーディネーターの役割について、今後は基幹相談支援等、地域の支援の軸となる者が担うことや、司法と直接連携をとる体制整備など、地域が主体となって対象者を支える支援のネットワークの形成を図ることができる取組みが必要である。

　　　　　　その際、対象者が自身の置かれている状況や障がいに対する理解が乏しく、関係構築に想定以上に時間がかかるケースや帰住先がない場合など困難なケースもあり、多様な課題に対応するため、より広範な社会資源を加えた支援ネットワークの形成を念頭に置く必要がある。

　　　　　　これらの課題解決と効果測定は、複数年継続した取組みが必要である。

　　　（キ）課題解決に対する解決策

　　　　　　福祉（府）が勾留中の面談から同席することにより、早期に司法が福祉的な視点で介入することができるような仕組みを構築するとともに、福祉（府）が司法・地域双方の間に入って、支援のマニュアルや研修、実際のケース等を通じた相互理解を図ることができるよう調整する。

　　　　　　また、モデル事業の中心となるコーディネーターの役割を援護の実施者である市町村又は基幹相談支援等の支援機関が担うことができるように、司法と福祉あるいは地域と直接連携をとる体制整備など、地域が主体となって対象者を支える支援のネットワークの形成を府として計画的に支援する。

　　　　　　さらに対象者が安心して安定した生活を送ることができるよう、地域の支援機関等の人材育成や理解啓発を促進する取組みも必要である。

　　　④　外部有識者からの意見聴取

11月に効果検証検討会を実施し、外部有識者から次のような意見をいただいた。

　　　　・評価指標として用いたCOPM（主観的評価）では、本人の遂行度や満足度の変化に有意差が出ている。（刑務所でのCOPMの結果では、有意差はあまり見られない）入口支援における就労支援コーディネーターをはじめとした支援者の関わりの効果が、有意差に繋がっていると言える。

　　　　・LASMI（客観的評価）においても、初回評価が特に低かった「持続性や安定性」の項目について、改善傾向の結果が得られている。その要因として、日中活動を確保することによって、生活経過が安定してきたと言える。

　　　　・罪を犯した障がい者には、検査や質問紙調査に素直に応じることが難しい方が多いが、本モデル事業対象者は、調査に応じ自分の希望や変化について支援者に話すことができている。「早期」に継続的に関わることによって、短期間で就労支援コーディネーターと対象者の関係を築けた結果と言える。

　　　　・「就労」は大きなポイントであり、福祉的就労を含む日中活動をどう確保するかで生活の安定性など、評価数値に変化が見られる。

　　　　・入口支援という早期から関わり、そのニーズを聞き取りながら「就労」に向けた支援を行う本事業の意義は大きい。

　　　　・支援やノウハウについて整理を行うことによって、地域の人材育成にも繋げていくことができる。

　　　　・本事業の利用者の９割以上が再犯に至っていないという事実と、上記の評価結果等を踏まえると、再犯に至る背景には、本人の生活環境が大きく影響すると考えられる。就労を目的とした入口支援として、早期から対象者と関わりを持ち、生活の安定を図る本事業のスキームは、再犯防止に有効であると言えることから、本事業は今後も継続すべき取組みと言える。

**８　他の地方公共団体が事業を実施する上での参考事項**

事業は、あくまでも希望者を対象とした任意のものであり、地方公共団体が司法手続上にある対象者に対して直接的に働きかけを行うことは困難である中、支援対象者への働きかけ（制度周知）が重要であることから、司法機関の協力が成否を左右する。

（別紙１）

心理カウンセリング終了時アンケート結果

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 選択肢 | 質問１ | 質問２ | 質問３ | 質問４ | 質問５ | 質問６ | 質問７ |
| １ | ９ | ５ | ８ | ２ | ４ | １１ | １１ |
| ２ | １ | ６ | ３ | ５ | ７ | ０ | ０ |
| ３ | ０ | ０ | ０ | １ | ０ | － | － |
| ４ | ０ | ０ | ０ | ３ | － | － | － |
| 無回答 | １ | － | － | － | － | － | － |

【質問内容・選択肢】

質問１　心理カウンセリング支援を受けてよかったと思いますか？

　　　１ とても思う　２ 少し思う　３ あまり思わない　４ 全く思わない

質問２　心理カウンセリング支援を受けて、性犯罪に及んだ原因に気づくことができましたか？

１ よくできた　２ 少しできた　３ あまりできなかった　４ 全くできなかった

質問３　心理カウンセリング支援が、あなたの性犯罪を防ぐきっかけになると思いますか？

１ とても思う　２ 少し思う　３ あまり思わない　４ 全く思わない

質問４　また性犯罪をしてしまうかもしれないと不安を感じていますか？

１ ずっと感じる　２ 時々感じる　３ あまり感じない　４ 全く感じない

質問５　支援の回数は？

１ ちょうどよかった　２ もっと受けたかった　３ 多かった

質問６　性犯罪をくりかえさないようにするためには、心理カウンセリング支援が必要だと思いますか？

１ はい　２ いいえ

質問７　質問６で、「１ はい」を選んだ方におたずねします。性犯罪をくりかえさないようにするためには、早めに相談したり心理カウンセリングを受けたりするほうがいいと思いますか？

１ 思う　２ 思わない